

2013年6月27日
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

ケーブルテレビ事業者による地上民放テレビ番組の再放送に対する
著作権・著作隣接権使用料の支払いに関する
基本合意締結について

当連盟は一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会（略称「JASMAT」、地上波民放テレビの著作権管理団体。代表理事 丸山 公夫 氏）との間で掲題に関する基本合意をこのたび締結いたしましたので、お知らせします。

合意内容

ケーブルテレビ事業者が行う地上波民放テレビの同時再放送について、ケーブルテレビ事業者が民放テレビの保有する「放送局固有の著作権・著作隣接権」の使用料を支払う。

使用料

有料視聴世帯数について、同時再放送している放送波1チャンネル当たりの料率を決めてこれを支払う。
具体的な料率については当連盟とJASMATとの契約事項のため公表を控えさせていただきます。

使用料支払い開始時期

2014年4月1日

以上

<担当>

水野 TEL 03-3566-8200